

11/30

相続株式 評価減見送り

政府・与党方針 納税はしやすく

政府・与党は上場株式の相続税の評価を90%まで引き下げる金融厅の要望を2017年度税制改正で見送る方針だ。現在の評価は100%で、金融厅は株価下落リスクを

考慮し評価減を求めていた。株価は上昇する可能性もあることなどを理由に見送る。一方、相続時に見送る。一方、相続税を支払う順位は引き上げ、株式で納税しやすくする。

相続した株式は相続日の時価で評価する。10ヶ月以内の納付期限が来た時に、実際の株価が相続時に、上場株式を相続時日より下落すると、相続の順位は見直す。現在の順位は国債や土地、船舶など

が優先され、株式はその次になつていて。株式の順位を繰り上げて、国債などと同等の扱いにする。相続時に柔軟に納税できる資産として計上できるようにして、株式を保有しやすくなる。

物納の場合は納税する時の株価が相続日時点より下落していても、相続日の時価で評価できる。